

仕 様 書

仕様書番号 御建土委第 8 維-3 号

業務委託名 町道上之郷 20 号線測量設計業務委託

岐阜県設計業務共通仕様書を準用する。

町道上之郷 20 号線測量設計業務委託 特記仕様書 その1

第 1 条 業務目的

可児郡御嵩町津橋地内の町道上之郷 20 号線は、周辺住民の重要な生活道路だが、雨水などの影響により道路法面の浸食が確認されている。道路を常に安全に通行できるよう維持管理を行うため、現地調査および測量を実施し、補修工事等の設計を行うもの。

第 2 条 業務場所

可児郡御嵩町津橋地内

第 3 条 業務内容

<測量業務>

基準点測量（4 級）	N=2 点
現地測量（S=1/500）	一式
路線測量	L=0.04km

- (1) 現地踏査
- (2) 線形決定
- (3) IP 設置
- (4) 仮 BM 設置
- (5) 報告書作成
- (6) 縦断測量
- (7) 横断測量

<設計業務>

道路設計 一式

- (1) 設計計画及び施工計画
- (2) 現地踏査
- (3) 平面・縦断設計
- (4) 横断設計
- (5) 道路付構造物・小構造物設計
- (6) 仮設構造物・用排水設計
- (7) 設計図作成
- (8) 数量計算
- (9) 照査
- (10) 報告書作成

第4条 打合せ

打合せは、以下に示す業務の区切りにおいて行う。

1. 業務着手時
2. 業務中間時（1回）
3. 成果品納入時

第5条 成果品

成果品は、以下のとおり納入するものとする。

- | | |
|----------|----------------|
| 1. 報告書 | 1部（A4 ドッチファイル） |
| 2. 電子データ | 1式（CD-R） |

第6条 現地立ち入り

現地測量・調査実施の際、他人の土地に立ち入る必要が有る場合には、調査職員の指示により、土地所有者等関係者の承諾を得るものとする。

第7条 守秘義務

受注者は、業務を行う上で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

第8条 その他

本特記仕様書に明記なき事項または、その内容に疑義が生じた場合は、発注者、受注者協議のうえ書面等により確認を行うものとする。

特 記 仕 様 書 その2

1. 妨害又は不当要求に対する通報義務

①受注者は、契約の履行に当たって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察へ通報をしなければならない。なお、通報がない場合は入札参加資格を停止することがある。

②受注者は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期限内に業務を完了することができないときは、御嵩町に履行期間の延長変更を請求することができる。

2. 入札参加資格に関する事項

御嵩町から、「御嵩町が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、競争入札参加資格確認申請期限日から入札の日までの期間内に受けていないこと。又は同要綱別表に掲げる措置基準に該当しないこと。

3. その他

落札者及び落札者である共同企業体の構成員が、御嵩町から、「御嵩町が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、入札の日から本契約締結の日までの期間内に受けたときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。また、契約後に同要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けた場合は、原則、契約を解除する。

4. 誓約書の提出

受注者は、暴力団関係者でないこと、暴力団関係者であるとの疑義が生じた場合に御嵩町が可児警察署に照会することに承諾し、確認できた情報を今後の契約等における身分確認に利用することに同意する旨の誓約書を契約締結時に提出すること。ただし、誓約書は一度提出されれば良いものとし、以後御嵩町と契約を行う場合は提出を不要とする。

御嵩町長と可児警察署長の間で締結された「御嵩町が行う事務事業から暴力団排除に関する合意書」（平成22年11月22日締結）に基づき、町が発注する建設工事、建設関連業務、森林整備業務及び物品調達等の契約から暴力団を排除する措置をおこなっています。